

〔商品概要説明書〕

フラット35つなぎローン（住宅融資保険利用型）

（平成23年4月1日現在）

1. 商 品 名	フラット35つなぎローン（住宅融資保険利用型）
2. ご利用いただける方	以下の条件をいずれも満たす個人のお客さま (1) 当行の機構提携型住宅ローン「フラット35」の住宅金融支援機構買取仮承認がおりている方 (2) 団体信用生命保険に加入できる方
3. お使いみち	「フラット35」「フラット35パッケージ」の対象の所要資金のうち、土地取得資金、建築着工金、建築資金中間金の支払金、として3回まで利用可能です。 なお、複数回ご利用いただく場合は、それぞれお申しいただくこととなります。
4. ご融資金額	「フラット35」の買取仮承認額と「フラット35パッケージ」の融資保険付保承認額の合計額以内（1万円単位） 次の条件でつなぎ融資が可能となります。 (ア) 土地取得時 土地登記簿謄本上の所有者が売買契約書上の売主となっており、売買によって本ローンを利用する債務者の名義となることを確認のうえ、土地売買契約書の定める売買金額まで (イ) 住宅着工時・住宅棟上時 建築請負契約の工事進捗に応じ下記を限度額としてつなぎ融資が可能です。 住宅着工時・・・請負金額の30%まで 住宅棟上時・・・請負金額の60%まで（着工金を含む） なお、申込時に検査機関の発行する「設計検査に関する通知書」「中間現場検査に関する通知書」をご提出いただきます。
5. ご融資期間	1年以内で「フラット35」の資金交付日まで
6. お借入金利	・固定金利方式 ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入いただく日の金利が適用されます。
7. ご返済方法	・期日一括返済（当行「フラット35」「フラット35パッケージ」の実行金により一括返済） ・利息は月払いにてお支払いいただきます。（後払い、日割計算）
8. ご返済日	7、17、27日のいずれか
8. 担 保	不要
9. 保 証 人	不要
10. 団 体 信 用 生 命 保 険	当行所定の団体信用生命保険に加入していただきます。（団信保険料は当行が負担します）
11. 手 数 料	ローン取扱手数料：不要 繰上返済手数料：不要

12.住宅金融支援機構の住宅融資保険の利用について	<p>このつなぎローンは独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という）の住宅融資保険を利用します。融資保険料は当行が負担します。</p> <p>【住宅融資保険の概要】</p> <p>当行が契約者、機構が保険者となり、保険契約を締結し、保険料も当行が負担します。お客さまから約定通りにご返済をいただければ、お客さまと機構の間に契約関係が生じることはありません。</p> <p>お客さまのご返済の継続が困難となった場合など、所定の要件が認められた場合、機構から銀行に対して保険金が支払われます。</p> <p>保険金の支払により、お客さまの住宅ローン債権が消滅するものではなく、機構へ移転（保険代位）され、機構が引き続き債務の回収を行うこととなります。</p>
13.その他	<p>上記手数料以外に、金銭消費貸借契約証書に貼付する「収入印紙代」、建設請負業者等への振込手数料がかかります。</p> <p>金利、返済額の試算等については窓口へお問い合わせください。</p>

〔フラット35 つなぎローン〕
以上

当行が契約している指定紛争解決機関
 一般社団法人全国銀行協会
 連絡先：全国銀行協会相談室
 電話番号：0570-017109（一般電話から）
 または 03-5252-3772（携帯・PHSから）